

<報告事項>

防火対象物点検報告の対象の合理化について

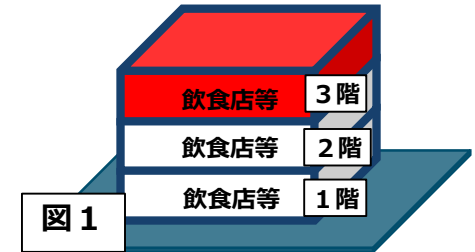
令和6年6月21日
消 防 庁 予 防 課

防火対象物点検報告の対象の合理化について

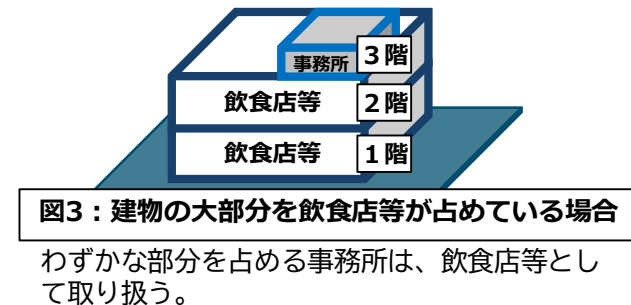
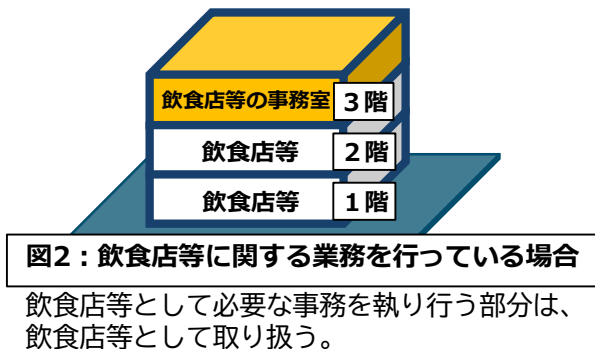
令和5年度火災予防の実効性向上作業チームにおいて、以下のとおり防火対象物点検報告の対象の合理化に関する検討を行い、その結果を「防火対象物点検報告の対象に関する検討結果報告書」としてとりまとめた。（参考資料3参照）

1 点検対象

○防火対象物点検は、屋内階段が一か所であり、かつ、3階以上の階が飲食店や物販店舗などの用途で使用されている建物（以下「飲食店等」という。）などが対象となっている。（図1参照）



○一方で、現状においては下図2及び図3のような飲食店等についても点検対象となることがある。



2 検討内容

上図のとおり、建物の使用実態として、飲食店等として使用されている実態がないにもかかわらず、消防法上の用途の判定により飲食店等として取り扱うこととなる点検対象について、建物の使用実態に合わせて柔軟に運用することができるか検討を行った。

3 検討結果

消防法において求められる防火安全対策の実質的な内容の低下を招くことがないこと及び本来点検報告が必要となる用途とは異なることから点検報告の対象から除外して支障はないという結論が得られており、消防庁において必要な措置を講じることが適当である。